

道の駅の整備に係る調査検討業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、道の駅の整備に係る調査検討業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル概要

事業名 道の駅の整備に係る調査検討業務委託
主催者 半田市
業者選定方式 公募型プロポーザル方式
プレゼンテーションの結果を点数化し、優先交渉権者を決定
事業場所 半田市東洋町二丁目1番地
事業概要 別紙仕様書（以下「仕様書」という。）による。
事業期間 令和7年5月23日（金）から令和7年11月28日（金）

3 担当部課

半田市市民経済部 産業課農務担当
所 在 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地
電 話 0569-84-0636
FAX 0569-25-3255
電子メール noumu@city.handa.lg.jp
ホームページ <https://www.city.handa.lg.jp/>

4 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期 日 ・ 期 限
実施要領及び仕様書等の公告 半田市ホームページにて、本要領、仕様書、様式等を公開する。	令和7年2月6日（木）
質問受付	令和7年2月13日（木）午後4時まで
質問書に対する回答	令和7年2月14日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年2月21日（金）午後4時まで
参加資格要件審査結果通知	令和7年2月28日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年4月4日（金）午後4時まで
プレゼンテーションの実施（審査）	令和7年4月10日（木）・11日（金）
審査結果通知	令和7年4月18日（金）
契約予定日	令和7年5月22日（木）

※各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

※参加事業者数により、令和7年4月11日（金）もプレゼンテーションの実施（審査）を行う場合がある。

5 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

12,947,000円

※この金額は予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※本事業は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本事業について実施効力を失う場合がある。

6 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次にあげる要件を全て満たした企業とする。

- (1) 契約締結までの間に、令和6・7年度半田市入札参加資格（コンサル等）を有すること。
- (2) 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年2月6日）に、道の駅に関するコンサルタント業務（整備調査、整備検討、構想又は計画策定支援、管理運営支援等）の受注実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (7) 国税（消費税及び地方消費税を含む）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

備考：令和6・7年度半田市入札参加資格（物品等）の登録がない事業者は、プロポーザル参加表明書の提出時点で、申請手続きを行うこと。なお、審査及び登録には1カ月以上を要します。

▽令和6・7年度入札参加資格申請【随時受付】

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003659/1007602.html>

7 実施要領等の配布

以下について、本市ホームページにて配布するものとする。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 提出書類様式一式

8 プロポーザル参加意思確認書の提出

本プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加表明書（様式1）等を提出し、参加の表明を行うものとする。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 参加資格確認申告書（様式3）
- エ 業務実績報告書（様式4）
- カ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書：1部
 - ※国税：法人税、消費税及び地方消費税
 - ※県税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税
 - ※市税：法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税
- キ 直近の事業実績がわかるもの及び財務書類
 - ※直近3年分の決算書類等財務状況がわかるもの

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

郵送、持参いずれかの方法（期限内必着）

(4) 提出先

「3担当部課」に記載の住所とする。

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格要件審査結果通知

参加表明書等を提出した者について、「6プロポーザル参加資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果をプロポーザル参加表明書（様式1）に記載の電子メールアドレスに参加資格要件審査結果通知書（様式2）を送付するものとする。

(7) その他

郵送における不具合について、責任は一切負わない。

9 プロポーザルに関する質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書に関する質問は、質問書（任意様式）の提出により行うこととし、電話、窓口来庁の口頭による個別対応は受け付けないものとする。

- ア 受付期間：令和7年2月13日（木）午後4時まで
- イ 提出先：半田市市民経済部産業課農務担当
- ウ 提出方法：電子メール
- エ 提出先：「3担当部課」に記載の電子メールアドレスとする。

(2) 質問書に対する回答

- ア 回答期限 : 令和7年2月14日(金)
- イ 回答方法 : 回答書は、受付後随時、市ホームページにて公開する。
- ウ その他 : 本回答をもって、仕様書等の追加又は修正とみなし、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

10 企画提案書の提出

参加資格要件審査結果通知書(様式2)により「参加あり」と通知を受けた事業者は、別紙「仕様書」を参照し、企画提案書を以下のとおり提出するものとする。

(1) 企画提案書の提出等

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 企画提案書表紙	日本工業規格 A4 版で作成すること。 様式は自由とする。
(イ) 企画提案書	日本工業規格 A4 版 20 ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。 様式は自由とする。 留意点 ・企画提案は、見積の範囲内で実現可能なものとする。 ・本業務を遂行する体制、配置予定従事者(資格や実績等)、スケジュールを必ず明記すること。
(ウ) 見積書	本業務の費用を見積もること。 日本工業規格 A4 版であれば自社仕様で可とする。 ただし、下記の点に留意すること。 ・金額は税込みとし、消費税及び地方消費税の金額も記載すること。消費税率は10%とすること。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載すること。 ・値引き等の記載は行わないこと。 ・見積額が契約金額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 提案内容は別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえて提案すること。
- イ 記載内容は、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
- ウ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- エ ページ番号を記載すること。
- オ フォントの種類については制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

(3) 提出期限

令和7年4月4日(金) 午後4時まで(必着)

(4) 提出部数

印刷物5部、データ1式

(5) 提出方法

印刷物は、持参または郵送とする。

データは、ファイル交換システムによるものとする。

※最大15GB(3GB×5ファイル)とする。

(5) 提出先

印刷物は「3担当部課」に記載の住所とする。

データはファイル交換システムの専用 URL とする。

※ファイル交換システムの専用 URL については、令和7年3月28日（金）にプロポーザル参加表明書（様式1）に記載されている電子メールアドレスに通知するものとする。

1.1 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書等（事業者から本プロポーザルに係る資料として提出された全ての書類をいう。）に基づき、次のとおり Web 会議方式にてプレゼンテーションを実施し、道の駅の整備に係る調査検討業務審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）がこれを評価し、優先交渉権者を選定するものとする。

(1) 実施日

令和7年4月10日（木）

※参加事業者数により令和7年4月11日（金）にも実施する可能性がある。

(2) 実施場所

Web 会議方式にて実施予定（zoom もしくは Webex）

※詳細については、令和7年4月7日（月）にプロポーザル参加表明書（様式1）に記載の電子メールアドレスに通知するものとする。

※Web 会議のミーティングの URL・ID・PW は市で取得する。なお、希望者には実施当日の音切れや接続状況等の環境確認のため、事前に疎通検証等を行うことができ、希望の有無は企画提案書收受時に聴取するものとする。

(3) 内容企画提案書に基づく提案40分程度

プレゼンテーション25分（準備片付けを含む。）、質疑15分を予定。

なお、時間については、参加事業者数により変更となる可能性がある。

(4) 出席者

出席者は3名以内とする。

※業務内容を熟知した担当者が必ず出席すること。

※説明は本業務の担当者が行うこと。

(5) その他

ア 説明は、提出した資料で行うこと。

イ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

ウ プレゼンテーション及び質疑応答を行う順は、本市で決定した順とする。

1 2 評価項目及び採点方法

(1) 審査

審査は、プロポーザル審査委員会が企画提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、下記の審査基準に基づき審査し、評価点合計数が最も高い事業者を優先候補者（第一順位者）、2番目に高い事業者を次点者とする。

評価項目		評価の視点	評価点
業務体制	①業務実績	✓ 業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。 （他自治体等での類似業務についての実績等）	基準点×2
	②執行体制	✓ 本業務を遂行するにあたり、必要な知識、知見、ノウハウ、ネットワーク等を有しており、効率的に行える体制であるか。 ✓ 業務を実施するにあたり実現可能なスケジュールになっているか。 ✓ 実行性が担保されているか。	基準点×2
	③理解度	✓ 本市の事業目的に対する十分な理解を有しているか。 ✓ 本事業への意欲や熱意を感じられるか。	基準点×1
提案内容	④特性や計画等整理	✓ 本市の道の駅整備検討に係る地域特性の把握などの整理、分析、研究等の手法が具体的に示され、十分な成果が期待できる提案となっているか。	基準点×2
	⑤候補地の比較検討	✓ 候補地選定に向けた評価項目及びプロセスが具体的に示され、十分な成果が期待できる提案となっているか。	基準点×5
	⑥コンセプト等の立案	✓ コンセプト等の提案に向け、④と⑤を踏まえた検討手法が具体的に示され、十分な成果が期待できる提案となっているか。 ✓ 概算整備費用の算出手法が具体的に示されているのか。	基準点×3
	⑦事業手法の調査検討	✓ 道の駅の事業手法についての課題整理及び解決策の検討手法が具体的に示され、十分な成果が期待できる提案となっているか。	基準点×3
	⑧追加提案	✓ 検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。	基準点×1
	⑨企画提案の明瞭度	✓ 企画全体を通して、事業化に資する判断ができるような手法や進め方が提案されているのか。 ✓ 企画提案について、分かりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。	基準点×2
その他	⑩見積額	✓ 企画提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	基準点×1

※基準点

基準点	判断基準
5	創意工夫があり、優れた提案内容である。
4	優れた提案内容であるが、創意工夫が乏しい。
3	平均的な提案内容である。
2	指定した項目の提案はあるが、提案内容が乏しい。
1	指定した項目の提案がないか、又は不適切な提案内容である。

(2) 審査結果通知

審査の結果は、参加事業者全てに対し、令和7年4月18日（金）にプロポーザル参加表明書（様式1）に記載されている電子メールアドレスに通知するものとする。なお、通知後に参加事業者及び審査結果を市ホームページにて公表するものとし、選定結果以外の内容は非公開とし、当該結果に対する異議申し立て等の行為は、一切受け付けないものとする。

(3) 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、審査委員会に協議の上、失格とする。

また、審査終了後に事実関係が判明した場合は、無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積額が「5 提案上限金額（税込）」を超過している場合
- エ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- オ 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- カ 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- キ 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- ク その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(4) 合格基準点

合格基準点を満点の（委員数×110点）60%と設定し、当該点数を下回った事業者と契約することはしないものとする。

なお、同点となった場合は、審査項目【⑤候補地の比較検討】及び【⑥コンセプト等の立案】の合計の得点が高いものを優先交渉権者とするが、再度同点の場合は、委員会の合議により決定する。

1.3 契約期間

契約期間：令和7年5月23日（金）から令和7年11月28日（金）

1.4 契約締結

優先候補者とは、予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、第二順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。

1.5 その他

(1) プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、下記期限までに提出すること。

期 限：令和7年3月31日（月）午後4時まで

(2) 提出書類については、審査に必要な範囲内において複製可能とするほか、返却

しない。

- (3) 提出された企画提案書の変更、差替え又は再提出はできない。
- (4) プロポーザル及び契約の手続き等において使用する言語は日本語とする。
- (5) 本プロポーザル参加に伴う一切の諸費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、半田市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある場合を除き、第三者に開示することができるものであるため、非開示を希望する情報がある場合には、「提案書の開示に係る意向申出書」を別途提出すること。なお、希望する場合は「3担当部課」へ連絡するものとし、受付後「提案書の開示に係る意向申出書」をプロポーザル参加表明書（様式1）に記載の電子メールアドレスに送付するものとする。
- (7) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (8) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法、デザイン、設計等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。
- (9) 本契約締結前に、契約候補者となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しない。また、本契約を締結しないことに伴い、損害が生じても本市は一切責任を負わない。
- (10) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応等は、受け付けないものとする。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、担当部課が定める。